

新たな宇宙基本計画に盛り込むべき事項
(宇宙外交・安全保障)
(改訂版)
(案)

平成 24 年 10 月 31 日

1 宇宙外交

(1) 現状

我が国の宇宙開発利用は、米国との協力を基礎として展開してきており、1960年代の輸送システム及び衛星に係る技術導入を契機とし、民生・安全保障両分野に亘り安定的な関係を築いてきている。

他の宇宙先進国との関係においては、EU 提案の宇宙活動に関する国際行動規範案 (International Code of Conduct for Outer Space Activities) や国連宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS: Committee on the Peaceful Uses of Outer Space) における宇宙活動の長期的持続可能性の検討など、多国間での宇宙環境保全に関する国際的な取組に対して積極的に貢献するとともに、宇宙先進国の多国間協働プログラムである国際宇宙ステーション計画にアジアで唯一参画している。

~~他方、~~開発途上国との宇宙協力は、相手国のニーズを踏まえ、我が国の宇宙インフラの提供展開のみならず、国際協力機構 (JICA) や宇宙航空研究開発機構 (JAXA) が人材育成や宇宙利用技術の共同研究などをにおいて国際協力機構 (JICA) 及び宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 等の関係機関により積極的に推進している。されている。

このような途上国への支援に当たっては、我が国が外交の柱として掲げる「人間の安全保障」に留意した我が国らしい支援を実施しており、当該国の宇宙開発利用が促進されるのみならず、その効果が、当該国国民一人ひとりの命と生活を災害や環境汚染、気候変動といった様々な脅威から守り、また、それぞれの能力強化につながるものとなるよう取り組んでいる。

また、宇宙開発利用は民生・安全保障など多様な分野に関係するとともに、宇宙開発利用に着手する国が急速に拡大してきている。そのため、国際連合等の枠組みを活用した多国間の対話と協力の重要性が益々拡大してきている。

(2) 課題

我が国は、宇宙先進国として国際社会と連携し、宇宙開発利用を効果的・効率的に推進していくため、多国間協力に積極的に参画していくとともに、二国間での宇宙政策全般に係る意見交換や協力関係を拡大・深化することが重要である。

また、開発途上国に対しては、アジアの新興国を中心に宇宙インフラに対するニーズが急速に高まりつつあることから、宇宙に係る活動を外交ツールとして捉え、相手国のニーズを十分に踏まえつつ、我が国の宇宙システムや知見を外交のツール＝手段として活用していく必要がある。

多国間協力については、国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）、宇宙活動に関する国際行動規範への取組、宇宙活動の透明性・信頼醸成措置に関する政府専門家会合（GGE：Group of Governmental Experts）及びジュネーブ軍縮会議（CD：Conference on Disarmament）などにおいて、宇宙空間の平和利用や宇宙空間における責任ある行動のための透明性及び信頼醸成に関する措置（TCBM：Transparency and Confidence-Building Measures）の履行や安心、安全、安定的かつ持続可能な宇宙活動を実現するためのルールづくりに関する議論が実施されており、我が国の積極的な参加が求められている。

（３）今後の「宇宙外交」のあり方

① 多国間協力の着実な推進

国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）は、宇宙空間の研究に対する援助、情報の交換、宇宙空間の平和利用のための実際的方法及び法律問題の検討を継続している。

こうした国連における活動と並行して行われている宇宙活動に関する国際行動規範への取組に関しては、法的拘束力を有する新たな条約の策定が困難な中、いわゆるソフトロー＝法的拘束力を有しない規範の策定により、各国の関連の条約等の適切な履行を確保、し、デブリ問題解決等に向けた国際的に重要な取り組みに貢献すべく、できるだけ多くの国が参加する規範とすべきであり、が合意されるよう我が国としても積極的に規範づくりに取り組んでいく。

また、我が国は、宇宙活動の透明性・信頼醸成措置（TCBM）に関する政府専門家会合（GGE）についての議論の動向を注視し、参加国を通じて我が国の意見が反映されるよう取り組む。は、我が国としても宇宙空間における責任ある行動のための透明性及び信頼醸成に関する措置の履行に関する活動を継続して把握する。

ジュネーブ軍縮会議（CD）でのについては、核軍縮、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）、消極的安全保障及び「宇宙における

軍備競争の防止（PAROS：Prevention of an Arms Race in Outer Space）」等の重要な課題に関する議論にする議論を継続し、我が国として引き続き積極的に議論に参加する。~~必要がある。~~

② 宇宙先進国との二国間関係の強化

~~最大の協力パートナーたる~~米国と~~の、~~民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話を強化していくとともに、他の先進国との二国間対話の強化により、宇宙政策全般に係る協力関係を強化する。

③ 開発途上国に対する積極的な「宇宙外交」の推進

「ASEAN 防災ネットワーク構築構想」の推進等アジアを中心とする途上国との協力を、我が国のリーダーシップの下で着実に進める。推進するため、国別の国際戦略を政府一体となって検討する。

~~また、「ASEAN 防災ネットワーク構築構想」のように、相手国の抱える課題解決のための「ソリューション提案型の戦略作り」を進め、ニーズの掘り起こしを図る。~~

④ 宇宙開発利用に関する国際標準化の推進

宇宙開発利用を進めていく上で、我が国の主導により宇宙技術に関する設計・品質、評価方法に関する国際標準化を推進する。

2 安全保障

（１）現状

① 国際社会における宇宙と安全保障の現状

宇宙条約（昭和42年条約第19号）の第三条において「国際連合憲章を含む国際法に従って、国際の平和及び安全の維持及び国際間の協力及び理解の促進のために活動を行う」と明記されている。¹

② 安全保障に係る宇宙利用の位置づけの経緯

¹ 第四条「核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に設置しないことを約束する。月その他の天体は、もっぱら平和目的のために、条約のすべての当事国によって利用される。」

- ・ 我が国の安全保障分野での宇宙利用は、１９６９年に国会で採択された「宇宙の平和利用決議」の趣旨を尊重し、自衛隊による宇宙利用を「その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星（昭和６０年２月６日政府見解抜粋）」、即ち、通信衛星、気象衛星、測位衛星、情報収集衛星のように、その利用が一般化した機能を有する衛星に限定してきた。
- ・ ２００８年８月に施行された宇宙基本法第一条（目的）において、我が国の宇宙開発利用は、「日本国憲法の平和主義の基本理念を踏まえ」推進することが明記された。また、宇宙基本法第十四条において、基本的施策の一つとして「国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。」とが位置づけられた。
- ・ ２０１２年７月に施行された改正 JAXA 法においては、第四条（機構の目的）を宇宙基本法と整合的なものとするために改正され、日本国憲法の平和主義の理念に則って活動を行うことを明確にした。

③ 防衛大綱及び中期防衛力整備計画における宇宙の位置づけ

平成２３年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画（平成２３年度～平成２７年度）において、宇宙に関する記述は、以下のとおり明記されている。

○ 平成２３年度以降に係る防衛計画の大綱（抜粋）

- ・ 海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用に対するリスクが新たな課題となってきている。
- ・ 情報収集及び情報通信機能の強化等の観点から、宇宙の開発及び利用を推進する。
- ・ 米国との共同訓練、施設の共同使用等の平素からの各種協力の強化を図るとともに、国際平和協力活動等を通じた協力や、宇宙、サイバー空間における対応、海上交通の安全確保等の国際公共財の維持強化、さらには気候変動といった分野を含め、地域的及びグローバルな協力を推進する。
- ・ グローバルな安全保障課題への取り組みに関し、欧州連合（EU）、

北大西洋条約機構（NATO）や欧州諸国とも協力関係の強化を図るとともに、海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用といった国際公共財の維持・強化、大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組に積極的な役割を果たす。

- ・ 各種事態の兆候を早期に察知し、情報収集・分析・共有等を適切に行うため、宇宙分野を含む技術動向等を踏まえた多様な情報収集能力や情報本部等の総合的な分析・評価能力等を強化し、情報・運用・政策の各部門を通じた情報共有体制を整備する。

○ 中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）（抜粋）

- ・ 情報機能の強化

安全保障環境の変化に伴う情報のニーズに柔軟に対応できるよう、宇宙分野や無人機を含む新たな各種技術動向等を踏まえ、広域における総合的な警戒監視態勢の在り方について検討するとともに、情報収集施設・器材・装置等の整備、更新と能力向上に努める。

- ・ 科学技術の発展への対応

指揮通信能力の強化に加え、防衛分野での宇宙利用の促進にも資する高機能なXバンド衛星通信網を構築する。

- ・ 日米防衛協力の深化

宇宙、サイバー空間における対応、海上交通の安全確保、気候変動といったグローバルな課題についても、関係府省間で連携しつつ日米間で協議を行い、協力を進める。

（２） 課題

① 海外における宇宙の安全保障上の位置づけの高まり

世界の主要国において、リモートセンシングなどによる情報収集や衛星通信衛星、衛星測位等、の利用、宇宙状況監視安全保障分野での等において、宇宙の利用が進められており、我が国においてもその対応をについて検討する必要がある。

② 関係国で連携した宇宙インフラの整備

厳しい財政制約の中、各国とも関係国との連携が進められており共同開発、共同運用の指向が高まっている。宇宙空間の保全の観点から、デブリ対策、宇宙状況監視(SSA: Space Situational Awareness)等のにおける国際連携が検討にされており、我が国もとして、その検討に参画していく必要がある。

(3) 今後の宇宙を活用した安全保障政策のあり方

我が国の安全保障上、宇宙開発利用は有効な手段であり、特に情報把握、情報共有、指揮・統制手段等の高度化を図る上で宇宙開発利用は極めて重要である。各分野における方向性は以下のとおり。

- ① 情報収集分野においては、宇宙分野の技術動向等を踏まえ、広域における総合的な警戒監視態勢の在り方について検討し、情報収集施設・器材・装置等の整備、更新と能力向上に努める。
- ② 情報通信分野においては、宇宙利用の促進に資する高機能なXバンド衛星通信網を構築する。
- ③ 衛星測位においては、準天頂衛星システムとGPSとの相互運用性を高める等衛星測位の活用方策に係る検討を進める。
- ④ リモートセンシング分野においては、平時における協力だけでなく、災害状況把握等における二国間、多国間協力による衛星整備体制を推進するとともに衛星データ販売事業者等に係る規制事項や価格設定の在り方等の標準的なデータポリシーの在り方を検討する。
- ⑤ 政府全体としての取り組みを踏まえた宇宙状況監視及び宇宙を利用した海洋監視の実施を視野に入れた検討及び赤外線センサーシステムの宇宙空間での実証に向けた検討を行う。
- ⑥ 情報収集衛星については、4機体制を確実に維持するとともに、より高い撮影頻度とすることによる情報の量の増加、商業衛星を凌駕する解像度とすること等による情報の質の向上、増大するデータの受送信及び判読・分析を迅速に行い、速やかなプロダクト配付を可能とすることによる即時性の向上等により、情報収集衛星の機能の拡充・強化を図り、引き続き必要な情報収集を実施していく。

3 国別の取組

(1) 米国

① 現状

- ・ ~~民生協力については、米国大統領の呼びかけに応じ、1988～1989年にかけて、日、米、欧州宇宙機関加盟国、加の政府間で「宇宙基地協力協定（IGA）」、日本国政府と米国航空宇宙局（NASA）との間で「宇宙基地協力に関する了解覚書（MOU）」を締結し、国際宇宙ステーション計画を進めている。~~
- ・ 日米をはじめ、欧州、加、露が参加し、国際宇宙ステーション（ISS）計画を進めている。
- ・ 衛星測位分野では、1998年9月の日米首脳会談の際に発出された日米GPS共同声明に基づき、全世界的衛星測位システムの利用に関する日米協議を行っている。
- ・ 2008年11月から日米宇宙政策協議（民生・商業利用）を立ち上げ、政府レベルで宇宙協力全般（安全保障分野を除く）について意見交換等を実施している。
- ・ 安全保障分野においては、2009年11月の日米首脳会談で日米同盟深化の一環として宇宙における安保協力の推進が合意され、2010年9月から安全保障分野において、日米宇宙協議（審議官級）を3回実施し、政策連携、情報分析、運用面での協力等幅広く意見交換を行っている。
- ・ さらに日米の協力を深化させるため、2011年6月の日米安全保障協議委員会「2+2」共同発表において安全保障分野における協力についてあり得るべき協力分野を特定した。
- ・ 2012年4月の日米首脳会談の成果文書「ファクトシート：日米協력이ニシアティブ」において、民生・安全保障関連の各分野における一層の協力の追求や、宇宙に関する包括的対話の場を設けることが確認された。

② 今後の方向

2012年4月の日米首脳会談の成果文書「ファクトシート：日米協력이ニシアティブ」において、~~以下のとおり、民生・安全保障分野における日米協力のあり方を合意しており、今後、本合意に基づき、~~着実に日米宇宙協力を着実に推進していくことが重要であるする。

2012年4月の日米首脳会談の成果文書「ファクトシート：日米協力イニシアティブ」

○ 民生宇宙協力

日米両国は、宇宙の平和的探査及び利用に関する枠組協定の交渉の早期妥結を通じ、また、以下の具体的な活動を追求することにより、民生宇宙協力を深化させることにコミットした。

- ・ 様々な目的で利用される GPS と日本の準天頂衛星システム（QZSS）の間の相互運用性及び地域的ナビゲーションの向上の観点を含めた協力
- ・ 環境、科学、災害監視を目的とした衛星によるリモートセンシングデータの利用促進のための調整を始めとする温室効果ガス観測衛星のような衛星による地球観測ミッションに関する協力
- ・ 2016年以降の国際宇宙ステーションの運用の継続

○ 安全保障上の宇宙に関する協力

日米両国は、宇宙活動に関する国際行動規範を始め、自発的かつ実地的な宇宙に対する透明性の向上及び信頼醸成のための措置を追求することや宇宙状況監視に係るサービスや情報共有のための枠組を構築することなど多様な協力措置を通じ、安全保障上の宇宙に関するパートナーシップを深める。

○ 宇宙に関する包括的対話

日米両国は、環境調査、科学的発見、国家・国際安全保障及び経済成長に取り組む上での、宇宙に関する事項及び協力に対して、政府一体となったアプローチを確保するため、全ての関係省庁・機関の関与を得て宇宙に関する対話を強化する。

(2) EU

① 現状

2011年5月の日EU定期首脳協議の共同プレス声明に基づき、EUと日本は衛星測位に関する協力のための政府レベルの協力枠組を構築する可能性を追求することを合意した。また、EUは宇宙活動の透明性と信頼醸成措置（TCBM：Transparency and Confidence-Building Measures）を促進する観点から「宇宙活動に関する国際行動規範案」を提案しており、日本を含め各国に対し本規範への参加を求めている。我が国はEUが主導してきたイニ

シアティブを歓迎し、宇宙活動に関する国際的な行動規範策定に関する議論に積極的に参加していく旨表明している。

② 今後の方向

衛星測位に関する協力については、我が国の準天頂衛星システムとガリレオとの衛星測位に関する協力を進めていく必要がある。

宇宙活動に関する国際行動規範案については、我が国としてもできるだけ多くの国が参加する規範が合意されるように、積極的に~~規範作り~~に取り組んでいく。

また、宇宙政策についての対話を行い、協力の可能性について検討を行う~~必要がある~~。

(3) カナダ

① 現状

2012年3月26日、宇宙開発戦略本部事務局、文部科学省、宇宙航空研究開発機構（JAXA）及びカナダ宇宙庁（CSA）を当事者とし、日本とカナダの間の宇宙協力を促進することを目的として覚書を締結した。

協力対象分野は、地球観測、宇宙探査、宇宙科学、宇宙教育等の分野であり、本協力文書の実施のために、日加の関係者による合同会議を開催し、ワーキンググループの設置や各協力案件の進捗管理を含め、日加間の情報交換や協力を促進する。

② 今後の方向

今後、合同会議を開催し、協力対象分野から相互にとって利益のある協力案件を絞り込み、協力を推進する。

(4) 英国

① 現状

2012年4月10日、宇宙開発戦略本部事務局、日本国外務省、英国宇宙庁及び英国外務省を当事者とし、共同で日英間の宇宙分野の協力について案件の発掘、企画立案、促進を行うことを目的とした覚書を締結した。

協力対象分野としては、(a) 民生地球観測、(b) 衛星航法システム及びその利用、(c) 宇宙技術分野における産業協力、(d) 宇宙基盤を活用した新サービスやアプリケーションの開発、(e) 宇宙空間利用のための国際規範における協力等であり、本覚書の実施のために、関係者による合同委員会を開催する。

② 今後の方向

今後、合同委員会を開催し、上記協力対象分野から、双方に利益のある具

体的協力案件を絞り込み、協力を推進する。